

令和3年3月18日決定

令和2年(ウ)第4号 保全異議申立事件

決 定 要 旨

債権者 青木シヅエ 外2名

債務者 四国電力株式会社

- 【主文】 1 債権者らと債務者間の当裁判所平成31年(ラ)第48号伊方原発3号機  
運転差止仮処分命令申立却下決定に対する即時抗告事件について、当裁判  
所が令和2年1月17日にした仮処分決定を取り消す。
- 2 債権者らの抗告を棄却する。

【理由の要旨】

第1 事案の概要

本件は、発電用原子炉施設である伊方発電所（以下「本件発電所」という。）の  
周辺に住む債権者らが、本件発電所3号機の原子炉（以下「本件原子炉」という。）  
及びその附属施設は、地震、火山の噴火等に対する安全性を欠くとして、人格権に  
基づいて本件原子炉の運転の差止めを命じる仮処分命令を申し立てた事案である。

第2 当裁判所の判断

- 1 本件における司法審査の在り方について（詳細は、決定136頁以下）

本件原子炉について、規制委員会は、審査の結果、基準に適合するとの判断を行  
ったものであるところ、原子力発電所の安全性に影響を及ぼす大規模自然災害の発  
生の時期や規模については現在の科学的知見では具体的に予測できないことから、  
規制委員会の上記の判断等に対しても、様々な専門的立場からそれぞれの研究等に  
基づいて様々な見解が述べられているが、これらは、想定が極めて難しい将来予測  
に係るものであることもあって、科学的には、直ちに、いずれの見解が正しいとも  
いえないのが現状であるといわざるを得ない。

このような現状の下では、独自の科学的知見を有するものでない裁判所において、  
いかに福島事故による影響の甚大性等を考慮したとしても、本件原子炉の存在及び

債権者らの居住状況から直ちに債権者らの生命等が侵害される具体的危険があると事実上推認するなどということは相当でないと考ええる。

当裁判所としては、現在の科学的知見からして、本件原子炉の運転期間中に本件原子炉の安全性に影響を及ぼす大規模自然災害の発生する可能性が具体的に高く、これによって債権者らの生命、身体又は健康が侵害される具体的危険があると認められなければ、本件原子炉の運転差止めを命じるという法的判断はできないというべきであり、この疎明責任は、債権者らが負うべきであると考ええる。

## 2 地震に対する安全性について

### (1) 「震源が敷地に極めて近い」場合の評価の要否（詳細は、決定142頁以下）

債権者らは、本件発電所において、「震源が敷地に極めて近い」場合の評価が必要である旨主張するが、債務者が本件発電所敷地前面海域において平成25年までに行った海上音波探査の結果、本件発電所敷地の2km以内に活断層はないとした債務者の評価に不合理な点があると認めることはできないし、これに疑義を差し挟むようにもみえる中央構造線断層帯長期評価（第二版）の記載によっても、この判断は左右されない。

### (2) プレート間地震の地震動評価について（詳細は、決定214頁以下）

債権者らは、債務者によるプレート間地震の地震動評価は過小であり、SPGAモデル又は「不均質モデル」を使用すべきである旨主張するが、これらのモデルを地震動の再現ではなく、将来発生する地震動の予測に用いることの当否は明らかでなく、債務者による基準地震動の算定が不合理であるとは直ちに認めることができない。

## 3 火山事象の影響に対する安全性について

### (1) 立地評価について（詳細は、決定222頁以下）

債権者らは、本件原子炉の運用期間内に検討対象火山である阿蘇の活動可能性が十分小さいと判断することはできないから、本件発電所は、立地不適であると主張するが、阿蘇が本件原子炉の運転期間中その安全性に影響を及ぼすような規

模の噴火を引き起こす具体的危険の有無については、専門家の間でもそれぞれの分析結果等に基づいて意見が分かれており、科学的にはいずれの見解が正しいとはいえない現状の下では、現在の科学的知見からして、阿蘇が上記のような噴火を引き起こす可能性が具体的に高いと認めることはできない。

(2) 影響評価について（詳細は、決定255頁以下）

債権者らは、影響評価においても、阿蘇における噴火の影響を考慮すべきであり、また、債務者が想定した火山の噴火を前提としても、債務者の影響評価は過小である旨主張するが、今後数十年あるいは100年の間に、阿蘇において草千里ヶ浜噴火を超える規模の噴火が発生する具体的危険があるか否かについて、専門家の間でも意見が分かれており、科学的にはいずれの見解が正しいとはいえない現状の下では、現在の科学的知見からして、阿蘇において草千里ヶ浜噴火を超える規模の噴火が発生する可能性が具体的に高いと認めることはできないし、本件発電所敷地への降下火砕物の最大層厚等に係る債務者の評価が過小であるとも認められない。

4 債権者らの原審及び当審におけるその余の主張を検討しても、現在の科学的知見からして、本件原子炉の運転期間中に本件原子炉の安全性に影響を及ぼす大規模自然災害の発生する可能性が具体的に高く、これによって債権者らの生命、身体又は健康が侵害される具体的危険があるとの疎明があったとは認められない。

5 よって、結論を異にする原決定を取り消し、主文のとおり決定する。

広島高等裁判所第4部 裁判長裁判官 横 溝 邦 彦  
裁判官 鈴 木 雄 輔  
裁判官 沖 本 尚 紀